

五商委第30号 業務委託について

標記件名について、下記の条件付き一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年9月24日

五所川原市長 佐々木 孝昌

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名
立佞武多の館6階ラウンジカウンター席製作等業務
- (3) 納入場所
五所川原市字大町506番地10（立佞武多の館） 地内
- (4) 納入期限
令和8年12月28日（月）まで
- (5) 物品の概要
詳細は仕様書のとおりとする。
- (6) 予定価格
公表しない
- (7) 発注担当課
経済部商工観光課
- (8) 入札書の提出方法
直接持参の方法による。（入札書は所定の日時・場所へ参集の上、投函すること。）

2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たし、あらかじめ市長の審査を受け入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 五所川原市契約事務規則（平成17年規則第53号。）第2条に規定する一般競争入札に参加させない者でないこと。
- (3) 五所川原市から指名停止の措置を受けた場合、その期間が本公告の日から開札の日までにないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 五所川原市内に本店、支店、事務所、営業所を有すること。
- (6) 入札執行日時点において、令和8年度五所川原市物品等競争入札参加資格者名簿（取扱種目：107. 木工製品）に登録されていること。

3 入札参加申込方法等

- (1) 申込期間
公告の日から令和8年9月30日（水）まで
- (2) 提出先
五所川原市経済部商工観光課
- (3) 提出書類
ア 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書
イ 履行実績を証する書類
※ア、イの書類は、市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。また、履行実績を証する書類を提出する場合は、同書類に記載している書類を添付すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。提出された書類は返却しない。

(5) 審査結果等

ア 入札参加資格の審査結果については、申請者に対して令和8年9月30日（水）以降に通知する。

イ 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由に異議があるときは令和8年10月2日（金）まで異議を申し立てることができる。

(6) 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有すると認められた者が、開札日までの間に次のいずれかに該当することとなったときは入札参加資格を喪失し、入札に参加することはできない。

①入札参加資格の要件を欠いたとき。

②提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

③入札に参加させることが著しく不適当と認められるとき。

4 業務委託契約書(案)及び仕様書等（契約書（案）、仕様書、設計図、案内図）

(1) 縦覧期間 公告の日から令和8年9月30日（水）まで

(2) 縦覧方法 五所川原市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.goshogawara.lg.jp/jouhou/nyusatsu/koukoku-hikanren.html>

(3) 契約書(案)及び仕様書等への質疑応答

ア 仕様書等に対して質疑がある場合は、質問回答書に質問を記載し、令和8年10月5日（月）までに下記担当に持参、郵送、FAX又はメールにより提出すること。

担当：経済部商工観光課

FAX：0173-35-3617

Mail：syoukou@city.goshogawara.lg.jp

イ 質問者に対しては、速やかに回答する。

5 入札の辞退

(1) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を辞退する場合は、開札前日までに入札辞退届を提出すること。

(2) 入札辞退届は市のホームページから様式をダウンロードして作成し、商工観光課に持参又は郵送すること。

6 入札方法等

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 入札書は、市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。

(3) 入札書は封筒に入れ、入札執行者の指示に従い提出すること。

(4) 入札執行時刻に遅れた者は、入札に参加することができないので注意すること。

(5) 代理人に入札させるときは、入札前に委任状（入札者及び代理人の使用印鑑が押印されたもの）を提出するとともに、入札書は代理人名義で作成し、代理人の使用印鑑を押印すること。

(6) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の執行回数は2回とし、入札参加者が1者のみの場合であっても入札を行う。

(8) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは直ちに、再度の入札をすることができる。

(9) 本入札については、最低制限価格を設けない。

7 開札方法等

(1) 日時

令和8年10月8日(木) 午前10時00分から同日入開札のものを順次行う。

(2) 場所

五所川原市字布屋町41番地1 五所川原市役所2階 会議室2A

(3) 同日に複数の入開札を行う場合、入札執行者が入開札順を定める。

8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札。

(2) 予定価格を事前公表する場合において、予定価格を超える金額の入札。

(3) 入札者心得書及び本公告に示した条件等入札に関する条件に違反した入札。

9 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときはその者に代えて当該入札事務に関係のない市職員がくじを引く。

10 契約の締結

(1) 落札者は、速やかに発注担当課に赴き契約締結の手続きをとること。

(2) 落札者は、契約締結に際し、契約金額の100分の5以上の契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保の提供をしなければならない。ただし、五所川原市契約事務規則第33条第1項に該当するときは、免除することができる。

(3) 契約は、落札者が決定した日から7日以内に締結しなければならない。ただし、落札者から書面による契約締結延期の申出があり、市長がそれを承認したときはこの限りでない。

(4) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しない場合には、指名停止の措置をとることがある。

(5) 契約締結前に、落札者が市の指名停止措置を受けた場合若しくは指名停止措置要件に該当する事実があったと認められる場合又は本公告の要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

11 その他

本公告に関する問合せは、商工観光課まで電話により行うこと。

電話番号：0173-35-2111 内線2571